

医療事故の情報共有で安全な医療へ

◆ 予期しない医療死亡事故の調査制度がスタートして1年が経過

不審な手術死の頻発、患者の取り違えや薬剤の投与ミスなど、深刻な医療事故が報道され、医療事故防止と医療の安全に対する社会的関心が高まっている。

医療事故の再発防止のため、2015年10月から医療事故調査制度がスタートし、全ての医療機関は予期しない医療死亡事故があった場合の、医療事故調査・支援センターへの届け出と、院内調査、遺族への報告が義務付けられた。

しかし、16年8月までに医療事故としてセンターへ報告された件数は356件で、厚労省が予想していた件数を大きく下回っていた。また、医療機関が院内に設置する事故調査委員会からは139件の調査報告書が提出されたが、事故原因や再発防止の記述がなかったり遺族の意見が記載されなかったりする報告が多い。

予期せぬ医療死亡事故の届出対象は、医療施設の提供医療に起因し、かつ施設管理者の予期せぬ死亡と規定される。なお死亡予期の説明があったと遺族が認めたり、診療記録等に記載があったり、院内調査で死亡予期が確認されたものは除外されるが、厚労省は予期せぬ医療事故の範囲の再統一を検討している。

◆ 医療事故、ヒヤリ・ハット事故のデータ集積と共有を目指せ

公益法人日本医療機能評価機構は、医療の質の向上のため医療機関の第三者評価事業を運営する一方で、厚労省の委託事業として医療事故の発生予防・再発防止のために、05年から医療事故情報とヒヤリ・ハット事例を収集している。

16年8月発表の平成27年報告書では、1年間で3,654件の医療事故情報が公表されている。全体で約1,000の医療機関が参加しているが、国立の病院・研究機関、大学病院は事故情報の報告義務があるが民間病院の参加は任意であり、医療機関の参加と報告件数の伸びは微増に止まっている。09年から薬局ヒヤリ・ハット事例の収集が加わり、現在約9,000の薬局が参加している。

日本には病院と診療所を合わせて約18万施設、薬局が約6万ヵ所あるが、医療事故の情報収集に協力する医療機関は一部で、医療安全の向上のため事故情報を共有することに関心が薄く、医療事故データの活用が遅れている。【大島正明】